

和光市総合福祉会館構成施設指定管理者選定委員会

和光市高齢者福祉センター

審査報告書

令和元年8月5日

1 経緯

和光市では、高齢者及び障害者の福祉の増進並びに地域のコミュニティ活動の推進に資するための複合施設として、平成17年4月に和光市総合福祉会館を開設しました。

総合福祉会館を構成する生活介護施設、就労継続支援A型施設、就労継続支援B型施設、高齢者福祉センター及び就労継続支援B型施設（精神障害者）については、開設時から指定管理者制度を導入し、それぞれの指定管理者が施設の運営を行っています。

令和2年3月31日をもって、現行の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、チャレンジドが意欲と能力を生かし、地域社会における共生を推進するため、令和2年4月1日からの指定管理者として、一般就労を視野に入れた訓練及び施設の管理運営に取り組む意欲のある社会福祉法人、NPO法人、株式会社等を広く公募したところ、1事業者から申請があったため、和光市総合福祉会館構成施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、当該施設の指定管理者とする候補予定者の選定を行うため、令和元年8月5日に申請者から提出された申請書類の審査及びヒアリングを実施しましたので、その結果を報告します。

2 選定委員会委員

役職	氏名	備考
委員長	大野 孝治	保健福祉部長
委員	橋本 久	企画部長
〃	梅津 俊之	社会援護課長
〃	前島 祐三	長寿あんしん課長
〃	松繁 卓哉	福祉に関し専門的な知識経験を有する者

3 選定の経過

和光市ホームページにて公募情報の掲載を実施しました。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 申請書の提出期限 | 7月26日（金） |
| (2) 指定管理者選定（書類選考・ヒアリング） | 8月 5日（月） |
| (3) 指定管理者選定委員会 | 8月 5日（月） |

4 申請事業者

事業者名 社会福祉法人和光市社会福祉協議会

（代表者名） 代表理事 木田 亮

（所在地） 埼玉県和光市南一丁目23番1号総合福祉会館内

5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、公募申請書における事業計画等の内容、ヒアリングにおける事業概要説明及び質疑応答の内容に関して、総合的に評価を行いました。

選定は、選定委員が各事業者の提案内容を100点満点で採点し、委員5名の平均点が70点以上かつ最高得点の事業者を候補予定者として決定することとしました。

< 評価項目及び配点 >

1 指定管理者としての適正(20点)

項 目	配点
(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	20点
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	
(3) 実績や経験など	

2 管理運営計画の有効性(20点)

項 目	配点
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組	20点
(2) 利用者の満足向上	

3 管理運営計画の効率性(20点)

項 目	配点
(1) 指定管理業務に係る費用	20点

4 適正性(20点)

項 目	配点
(1) 管理運営体制など	20点
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	

5 施設に関する事項(20点)

項 目	配点
(1) 和光市長寿あんしんプランの推進に関する取組	20点

合計 100点

6 選定結果及び選定理由

(1) 選定結果

選定委員会における選定の結果、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を高齢者福祉センター指定管理者の候補予定者とします。

(2) 選定理由

- ・選定基準1の「指定管理者としての適正」においては、「施設の管理運営に対する理念、基本方針」、「安定的な人的基盤や財政基盤」、「実績や経験など」について評価し、配点に対して89%の得点があり、高い優位性があるものと評価しました。
- ・選定基準2の「管理運営計画の有効性」においては、「施設の設置目的の達成に向けた取組」、「利用者の満足向上」について評価し、配点に対して86%の得点があり、高い優位性があるものと評価しました。
- ・選定基準3の「管理運営計画の効率性」においては、「指定管理業務に係る費用」について評価し、配点に対して73%の得点となり、他の選定基準に比べてわずかに低いものの、優位性が認められるものと評価しました。
- ・選定基準4の「適正性」においては、「管理運営体制」、「平等利用、安全対策、危機管理体制」について評価し、配点に対して83%の得点があり、高い優位性があるものと評価しました。
- ・選定基準5の「施設に関する事項」においては、「和光市長寿あんしんプランの推進に関する取組」について評価し、配点に対して86%の得点があり、高い優位性があるものと評価しました。

以上のことから、評価点数の合計は500点満点に対して417点、選定委員5名の平均点は、選考基準である70点を上回る83.4点であったため、指定管理者の候補予定者に相応しい事業者であると評価しました。